

○深浦町若年者等雇用促進奨励金交付要綱

令和4年6月14日告示第143号

改正

令和5年4月25日告示第45号

(目的)

第1条 町は、若年者等の町内就職の促進や職場定着率の向上を図るとともに、経営基盤の弱い中小企業の労働環境や福利厚生面の改善を支援するため、毎年度予算の範囲内において、若年者又は新卒者等を常用労働者として雇用した事業主（以下「事業主」という。）に対し、雇用促進奨励金（以下「奨励金」という。）を交付するものとし、その交付については、深浦町補助金等の交付に関する規則（平成17年規則第45号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 常用労働者 雇用保険の一般被保険者
- (2) 若年者 雇用を開始した日における年齢が45歳以下の常用労働者
- (3) 新卒者 高等学校又は高等教育機関を修業後、3年を経過していない若年者
- (4) 中高年者 雇用を開始した日における年齢が46歳以上59歳以下の常用労働者
- (5) 短時間労働者 1週間の所定労働時間が20時間以上、かつ青森県最低賃金より20円以上高い賃金を支給する常用労働者

(奨励金の交付対象事業主)

第3条 奨励金の交付対象となる事業主は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 雇用保険適用事業の事業主（ただし、国及び地方公共団体並びにこれらに準ずるものを除く。）であること。

- (2) 深浦町に事業所を有すること。
- (3) 令和4年4月1日以後に若年者又は新卒者を新たに雇用し、かつ1年以上常用労働者として雇用する意思を有していること。
- (4) 令和5年4月1日以後に中高年者又は短時間労働者を新たに雇用し、かつ1年以上常用労働者として雇用する意思を有していること。
- (5) 町税等の滞納がないこと。
- (6) 深浦町暴力団排除措置要綱（平成24年告示第36号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等でない者

2 前項に該当する事業主であっても、同一の事業所において離職者を再び雇い入れた場合には、奨励金の交付対象としない。

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、次に掲げるものとする。

- (1) 若年者等労働者（6か月以上継続して雇用されている若年者又は新卒者をいう。以下同じ。）1人につき、年額200,000円とする。ただし、若年者等労働者が新卒者の場合は、100,000円を加算した額とし、年額300,000円とする。
- (2) 若年者等以外の労働者（6か月以上継続して雇用されている中高年者又は短時間労働者をいう。以下同じ。）1人につき、年額100,000円とする。

(交付の申請)

第5条 事業主は、深浦町若年者等雇用促進奨励金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、町長に提出するものとする。

- (1) 雇用契約書等の写し
- (2) 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- (3) 対象労働者の勤務した日数がわかる書類
- (4) 新卒者の場合は修業年度がわかる書類
- (5) その他町長が必要と認めるもの

(交付の決定等)

第6条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、奨励金の交付の可否を及び金額を決定し、深浦町若年者等雇用促進奨励金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による交付決定通知書をもって、交付の額の確定通知とみなすものとする。

（奨励金の請求）

第7条 事業主は、深浦町若年者等雇用促進奨励金請求書（様式第3号）により、町長に提出するものとする。

2 町長は、請求書を受理したときは、速やかに奨励金を交付するものとする。

（交付決定の取消等）

第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、奨励金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した奨励金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（1）虚偽その他不正な手段により奨励金の交付を受けたと認めるとき。

（2）その他町長が奨励金の交付を不相当と認めたとき。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。